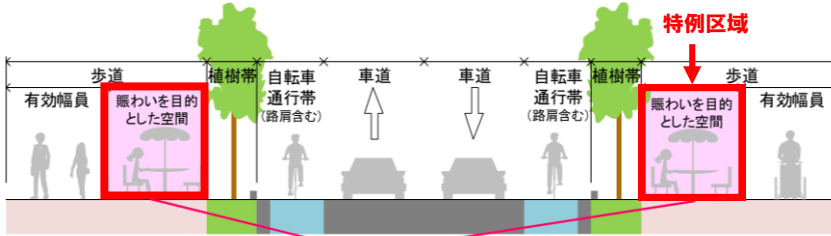


歩行者利便増進道路（ほこみち）制度について

— 県管理道路の歩道でテラス営業等も可能に！！ —

「道路を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェ等を置いて滞在できる空間にしたい」など、道路空間を活用するニーズが高まっていることを受け、道路法の改正（令和2年11月25日施行）により、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築を目指す「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度が昨年度に創設されました。

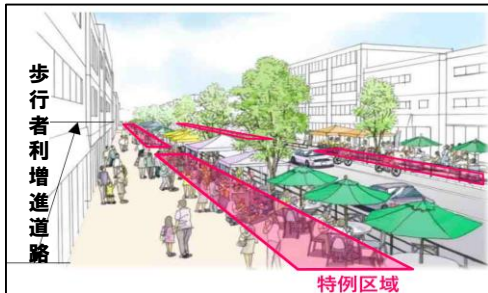


歩行者が留まることができるスペースを確保したうえで、交通量が多い道路では3.5m以上、その他の道路では2.0m以上の、歩道の有効幅員を確保する等の基準を満たす必要があります。

歩行者の利便増進を図る空間

今般、条例改正により、県管理道路においても、ほこみち制度を創設しました。ほこみちに指定された道路の特例区域内では、物件や施設等を設置し、道路を使用する場合に必要な「道路占用」の許可基準が緩和され、歩道上にベンチやテーブル等を置き、テラス営業等することも可能となります。

【ほこみち及び特例区域の指定イメージ図】



【特例区域内でのテラス営業のイメージ】



道路占用許可基準が緩和

道路区域外に占用物件を置く余地がある場合は、通常、道路占用はできませんが、特例区域内では、他に物件を置くスペースがあったとしても、道路の占用許可が柔軟に認められます。

※道路占用する場合は、占用料がかかります。

特例区域に設置できる物件等の例

- ・ 広告塔
- ・ ベンチ
- ・ 街灯
- ・ 看板
- ・ 標識
- ・ 旗ざお
- ・ 幕
- ・ アーチ
- ・ 食事施設
- ・ 購買施設
- ・ レンタサイクル用の自転車駐輪器具
- ・ 催しのために設けられる露店や商品置き場

特例区域における路上占用までの流れ

